［項を加える。］

3　前二項に規定する場合のほか、登記された法人が第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　都道府県及び市町村（第一条―第十六条）	第一章　市町村（第一条―第十六条）
第二章　国民健康保険組合（第十七条―第二十四条）	第二章　国民健康保険組合（第十七条―第二十四条）
第三章　保険給付（第二十四条の二―第三十二条の八）	第三章　保険給付（第二十四条の二―第三十二条の七の二）
第三章の二　保険料（第三十二条の九―第三十二条の三十二）	第三章の二　広域化等支援方針（第三十二条の八）
第三章の三　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の二）	第三章の三　保険料（第三十二条の九―第三十二条の三十二）
第四章～第五章の二　（略）	第四章～第五章の二　（略）
第六章　雑則（第四十三条―第四十五条）	第六章　雑則（第四十三条―第四十六条）
附則	附則
第一章　都道府県及び市町村	**第一章　市町村**
（都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出）	（資格取得の届出）
第二条　都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第二条**　市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一　被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業	一　被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業
二　（略）	二　（略）